

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年12月9日
【届出者の氏名又は名称】	イオンマーケットインベストメント株式会社
【届出者の住所又は所在地】	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
【最寄りの連絡場所】	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1 イオン株式会社
【電話番号】	043 - 212 - 6057
【事務連絡者氏名】	事業推進部長 野村 太郎
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	イオンマーケットインベストメント株式会社 (千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、イオンマーケットインベストメント株式会社をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社マルエツをいいます。

(注3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書中の「本公開買付け」とは、本書提出に係る公開買付けをいいます。

(注8) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注9) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

(注10) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

第1 【公開買付要項】

1 【対象者名】

株式会社マルエツ

2 【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

3 【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、本書提出日現在において、イオン株式会社（以下「イオン」といいます。）が、その発行済株式の全てを保有するイオンの完全子会社です。イオンは、本書提出日現在において、対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）41,201,000株（対象者が平成26年10月14日に提出した第63期第2四半期報告書に記載された平成26年8月31日現在の発行済株式総数128,894,833株に対する保有割合（以下「保有割合」といい、その計算において小数点以下第三位を四捨五入しております。）：31.96%）を保有する対象者の筆頭株主であります。また、後記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け実施後の経営方針」「本公開買付けの実施を決定するに至った背景及び目的」の「(ウ) 第三者割当増資」記載の第三者割当増資により公開買付者の議決権の28.18%～29.57%を保有することとなる見込みである丸紅株式会社（以下「丸紅」といいます。）は、本書提出日現在において、対象者株式37,113,635株（保有割合：28.79%）を保有する対象者の第2位の主要株主であります。

イオン及び丸紅が公表した平成26年10月31日付「株式会社マルエツ、株式会社カスミ、マックスバリュ関東株式会社、イオン株式会社及び丸紅株式会社による共同持株会社設立（株式移転）に係る、イオン株式会社及び丸紅株式会社による合併会社の運営、合併会社による株式会社マルエツ（証券コード：8178）に対する公開買付け、並びにイオン株式会社による共同持株会社の子会社化について」（以下「イオン・丸紅プレスリリース」といいます。）にてお知らせいたしましたとおり、公開買付者は、対象者、株式会社カスミ（以下「カスミ」といいます。）及びイオンの子会社であるマックスバリュ関東株式会社（以下「MV関東」といいます。）が共同株式移転（以下「本共同株式移転」といいます。）の方法により平成27年3月2日（予定）に完全親会社として設立することを予定しているユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社（略称「U.S.Mホールディングス」）（以下「共同持株会社」といいます。）の議決権の過半数を、共同持株会社の設立時において取得することを目的に、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）に基づき行われる公正取引委員会による企業結合審査の結果において、排除措置命令（後記「6 株券等の取得に関する許可等」において定義します。以下同じとします。）を行わない旨の通知を受けることを条件として、対象者株式を対象とする本公開買付けを実施することを決定いたしました。

今般、当該条件が平成26年11月21日をもって充足されましたので、平成26年12月8日開催の取締役会において、公開買付者は、本公開買付けを平成26年12月9日から開始することを決議いたしました。

本公開買付けの実施にあたり、イオンは丸紅との間で平成26年10月31日付で株主間契約書（以下「本株主間契約書」といいます。）を締結し、丸紅が同日現在保有する対象者株式37,113,635株（保有割合：28.79%）の全てについて本公開買付けに応募する旨の合意を得ております（本株主間契約書の概要については、後記「(3) 本公開買付けに関する重要な合意等」をご参照ください。）。公開買付者は、本公開買付けにより、丸紅が平成26年10月31日現在保有する対象者株式37,113,635株（保有割合：28.79%）の全てを取得することで、吸収分割の方法（詳細は、後記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け実施後の経営方針」「本公開買付けの実施を決定するに至った背景及び目的」の「(ア) 吸収分割」をご参照ください。）によりイオンから承継する対象者株式41,201,000株（保有割合：31.96%）と併せて、対象者株式78,314,635株（保有割合：60.76%）を保有することになりますが、公開買付者は、共同持株会社設立時において共同持株会社の議決権の過半数を取得することを目的に本公開買付けを実施するものであり、本公開買付けによる売却を希望する対象者の全ての株主の皆様に対象者株式の売却の機会を提供するため、買付予定数の上限及び下限は設定していません。したがって、公開買付者は、応募株券等の全部の買付け等を行います。本公開買付けにより対象者株式を上場廃止とすることは企図しておりません（本公開買付けにより対象者株式が上場廃止となる可能性の有無については、後記「(7) 上場廃止となる見込み及びその理由」をご参照ください。）。

なお、対象者が平成26年10月31日に公表した「イオンマーケットインベストメント株式会社による当社株券に対する公開買付け（予定）に関する意見表明のお知らせ」（以下「10月31日付対象者プレスリリース」といいます。）及び平成26年12月8日に公表した「イオンマーケットインベストメント株式会社による当社株券に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」（以下「12月8日付対象者プレスリリース」といい、「10月31日付対象者プレスリリース」及び「12月8日付対象者プレスリリース」を総称して「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、平成26年10月31日開催の対象者取締役会において、本公開買付けが実施された場合には本公開買付けに賛同の意見を表明する予定である旨を決議し、応募に関する意見を含む本公開買付けへの意見については、公開買付者による本公開買付けの実施日を含めた本公開買付けにかかる確定された公開買付価格及びその他の条件を検討し、改めて対象者取締役会にて決議のうえで公表する予定としておりましたが、平成26年12月8日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明する旨を決議するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議したとのことです。対象者のかかる意思決定のそれぞれの過程の詳細については、後記「(5) 対象者における本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における取締役会の承認」をご参照ください。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け実施後の経営方針

本公開買付けの実施を決定するに至った背景及び目的

首都圏は、日々お客さまの新しいニーズが生まれ進化を続けている市場であり、今後も持続的な成長が期待される国内で最も肥沃かつ有望な市場ですが、同時にスーパーマーケット（以下「SM」といいます。）業界内の競争にとどまらず業界を超えた競争が更に厳しさを増している市場でもあります。対象者、カスミ及びMV関東（以下、対象者、カスミ及びMV関東を総称して「事業会社3社」といいます。）は、首都圏を基盤とするSM企業としてこれまで培ってきた経営ノウハウを更に進化させ、お客さまの豊かで健康的な食生活に貢献し、地域の発展と繁栄を願い地域に深く根差した企業となるとともに、常に革新と挑戦を続け時代に適応する企業であり続ける。この基本理念をもとに、事業会社3社はイオン及び丸紅と共同して、経営統合により共同持株会社を設立することを決定いたしました。

また、イオン及び丸紅は、両社間の信頼関係を礎に、イオンが、その国内売上高ナンバーワンプライベートブランドである「トップバリュ」やスケールを活かした商品調達力、グローバル調達網、IT・物流網、クレジットカードや電子マネー、ATM等のインフラ等を提供し、また、丸紅が、総合商社として保有する経営ノウハウ、国内外の原材料・商品情報、グローバルな商品調達ネットワークや卸機能等を提供することで、多様化する生活者のライフスタイルに合わせた商品を開発・供給し、共同持株会社の成長と企業価値の向上を実現することを目的として、平成26年10月31日付で本株主間契約書を締結し、独占禁止法に基づき行われる公正取引委員会の企業結合審査の結果において、排除措置命令を行わない旨の通知を受けることを条件に、本公開買付けを含む以下の一連の手続を実施することといたしました。

(ア) 吸収分割

公開買付者及びイオンは、平成26年12月8日付で吸収分割契約を締結し、イオンの保有する対象者株式41,201,000株（保有割合：31.96%）、カスミ株式21,064,000株（カスミが平成26年10月8日に提出した第54期第2四半期報告書に記載された平成26年8月31日現在の発行済株式総数65,013,859株に対する保有割合：32.40%）及び、MV関東株式10,000株（MV関東の平成26年11月30日における発行済株式総数10,000株に対する保有割合：100.00%）のそれぞれ全てを、吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）の方法により、公開買付者がイオンから承継することといたしました。本吸収分割の効力は、平成27年1月16日に発生する予定です。

(イ) 本公開買付け

対象者、カスミ、イオン及び丸紅が公表した平成26年5月19日付「「首都圏におけるスーパーマーケット連合」の創設に関する合意（基本合意書締結）について」でお知らせいたしましたとおり、イオン及び丸紅は、共同持株会社設立時において、イオンと丸紅の合併会社が共同持株会社の議決権の過半数に相当する株式を取得するための手法や時期など具体的な実務について協議を行ってまいりました。その手法としては、公開買付者がイオン及び丸紅の保有する対象者株式を取得する必要があるところ、このうち丸紅の保有する対象者株式（保有割合：28.79%）を公開買付者が取得するに当たっては、公開買付者の保有する対象者株式（公開買付者の特別関係者であるイオンの保有する対象者株式を含みます。）に係る株券等所有割合が3分の1を超えることになるため、金融商品取引法上、公開買付けによる必要があるとの結論に至りました。これを踏まえて、公開買付者は、平成26年10月31日、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

(ウ) 第三者割当増資

公開買付者は、本公開買付けの買付代金を確保するとともに、公開買付者をイオンと丸紅の合併会社とするため、本公開買付けの買付代金の決済に先立ち、イオン及び丸紅を引受先とする第三者割当増資（以下「本第三者割当増資」といいます。）を実施することとしております。本第三者割当増資の払込金額の払込後は、公開買付者は、イオンと丸紅の合併会社となります。なお、後記「(3) 本公開買付けに関する重要な合意等」のとおり、イオンによる払込金額は、本公開買付けにおける応募株式数が判明するまでは確定しませんが、後記「(3) 本公開買付けに関する重要な合意等」記載の払込金額のレンジを踏まえると、イオンの公開買付者に対する議決権比率は、70.43%～71.82%となる見込みです。また、これに対応して、丸紅の公開買付者に対する議決権比率は、28.18%～29.57%となる見込みです。この結果、公開買付者はイオンの連結子会社、丸紅の持分法適用会社となる予定です。

本公開買付け後の経営方針

本公開買付け後の経営方針につきましては、公開買付者は、本公開買付け後も対象者の経営の独立性、自主性、及びその企業文化を尊重する方針です。

また、公開買付者は、志を同じくする首都圏のSM企業の参画を歓迎し、共同持株会社の目標とする平成32年において売上高1兆円、1,000店舗体制の構築に向けて、対象者を含む事業会社3社と共同で取り組んでまいります。

なお、後記「(7) 上場廃止となる見込み及びその理由」のとおり、本公開買付けの結果にかかわらず、対象者は、本共同株式移転により共同持株会社の完全子会社となり、対象者株式の上場が廃止されることが見込まれますが、これに代わり共同持株会社の普通株式が平成27年3月2日に東京証券取引所に上場される予定です。

(3) 本公開買付けに関する重要な合意等

本公開買付けに際し、イオンは、丸紅との間で、平成26年10月31日付で本株主間契約書を締結し、丸紅が同日現在保有する対象者株式37,113,635株（保有割合：28.79%）の全てについて本公開買付けに応募する旨の合意を得ております。なお、本株主間契約書上、丸紅のかかる応募の前提条件として、応募時点において、イオンに本株主間契約書上の義務（注）について重大な違反が存在しないこと、本共同株式移転の各当事者において本共同株式移転に必要な社内手続が履践されていることが定められています。

（注）本株主間契約書では、イオンは、丸紅による本公開買付けに対する応募時点までに、(i)本株主間契約書に従い、公開買付者をして本公開買付けを開始させる義務、(ii)秘密保持義務、並びに(iii)契約上の地位及び権利義務の譲渡禁止の義務を負っています。

また、イオン及び丸紅は、本公開買付けの代金決済に先立ち、本第三者割当増資により、公開買付者に対して、新たに出資することを予定しており、平成26年12月8日付で公開買付者との間で出資契約書をそれぞれ締結しております。丸紅による払込金額は19,485百万円となる見込みであり、丸紅とイオン及び公開買付者との間の出資契約書（以下「丸紅出資契約」といいます。）においては、丸紅は払込期日を平成27年1月19日とし、払込金額の総額を19,485百万円とする本第三者割当増資を引き受けることを合意しております。なお、丸紅出資契約上、丸紅のかかる引受けの前提条件として、払込期日までに、イオン、マルエツ、カスミ及びMV関東において、本共同株式移転に必要な株主総会の承認、取締役会の承認その他必要な社内手続が全て履践されていること、イオン及び公開買付者に丸紅出資契約上の義務についての重大な違反が存在しないこと、イオンに本株主間契約書上の義務についての重大な違反が存在しないこと、本公開買付けが開始され、かつ、成立していること、が定められています。また、イオンによる払込金額は、本公開買付けにおいて丸紅以外から応募された対象者株式の決済資金に相当する金額となります。そのため、本公開買付けにおける応募株式数が判明するまでは、イオンによる払込金額は確定しませんが、その上限額は、共同持株会社設立時において公開買付者の保有する共同持株会社の議決権比率が51%に達するのに必要となる数の対象者株式（イオン及び丸紅が保有する対象者株式を除きます。）6,188,904株（保有割合：4.80%）の取得に必要な金額となります。したがって、イオンによる払込金額は、0百万円～3,249百万円となる見込みであり、イオンと公開買付者との間の出資契約書（以下「イオン出資契約」といいます。）においては、イオンは払込期日を平成27年1月19日とし、払込金額の上限額を3,249百万円とする本第三者割当増資を引き受けることを合意しております。なお、イオン出資契約上、イオンのかかる引受けの前提条件として、本公開買付けが開始され、かつ、成立していること、公開買付者において株式の併合が効力を生じていること、が定められています。

なお、本公開買付けの結果、共同持株会社設立時において公開買付者の共同持株会社に対する議決権比率が51%超となることが見込まれる場合、公開買付者は、当該議決権比率が51%を超える部分に相当する対象者株式の決済資金を、イオンからの借入れにより調達する予定です。公開買付者は、かかる借入れについて、平成26年12月8日付で、イオンとの間で融資契約書を締結しており、イオンは、貸付実行日を平成27年1月19日とし、貸付金額の上限額を21,600百万円とする貸付けを行うことを合意しております。イオンによるかかる貸付けの前提条件として、本公開買付けが開始され、かつ、成立していることが定められています。

(4) 本公開買付けにおける買付け等の価格の決定

公開買付者による本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）の決定過程等につきましては、後記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」「(2) 買付け等の価格」の「算定の基礎」及び「算定の経緯」をご参照ください。

(5) 対象者における本公開買付けの公正性を担保するための措置

本公開買付けを実施することを決定した平成26年10月31日現在及び本書提出日現在のいずれにおいても、対象者はイオン及び丸紅の子会社ではありませんが、平成26年10月31日現在、イオンは対象者株式41,201,000株（保有割合：31.96%）を、丸紅は対象者株式37,113,635株（保有割合：28.79%）をそれぞれ保有しております。

そのため、対象者は、法務アドバイザーとして鳥飼総合法律事務所を選定し、本公開買付けの手続及び意思決定の方法・過程についての助言を受けているとのことです。なお、鳥飼総合法律事務所は、公開買付者、イオン、丸紅及び対象者の関連当事者には該当せず、いずれも重要な利害関係を有していないとのことです。

また、対象者の取締役10名のうち1名がイオンの顧問を兼任し、1名が丸紅の執行役員を兼任していること、及び、対象者の監査役5名のうち1名がイオンの取締役を兼任し、1名が丸紅の食品部門長代行を兼任していることから、本公開買付価格の公正性を担保し、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、対象者は、以下のような措置を実施しているとのことです。なお、以下の記載は、対象者から受けた説明に基づくものです。

対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、法務アドバイザーとして鳥飼総合法律事務所を選定し、本公開買付けの方法及び意思決定の方法・過程についての助言を受けているとのことです。なお、鳥飼総合法律事務所は、公開買付者、イオン、丸紅及び対象者の関連当事者には該当せず、重要な利害関係を有していないとのことです。

対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付価格の適正性に関する判断材料を対象者の株主の皆様を提供するため、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関である株式会社日本政策投資銀行（以下「DBJ」といいます。）に、対象者の株式価値の算定を依頼したとのことです。なお、DBJは、対象者と融資にかかる取引関係があるとのことですが、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。

DBJは、複数の株式価値算定手法の中から対象者株式の株式価値の算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、対象者が継続企業であるとの前提の下、対象者株式の価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、対象者の市場株価の動向を勘案した市場株価平均法、類似会社比較法及び対象者の業績の内容や予想等を勘案したディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行い、対象者はDBJから平成26年12月5日に対象者株式価値算定書を取得したとのことです。なお、対象者は、DBJから、本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）は取得していないとのことです。

対象者株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲は以下の通りとのことです。

市場株価平均法	:	420円～540円
類似会社比較法	:	292円～696円
DCF法	:	276円～588円

市場株価平均法では、平成26年10月31日の本件に関する対象者、カスミ、MV関東、イオン及び丸紅公表のプレスリリース「株式会社マルエツ、株式会社カスミ、マックスバリュ関東株式会社（以下「事業会社3社」）及びイオン株式会社と丸紅株式会社による共同持株会社（株式移転）に関する経営統合契約書の締結並びに事業会社3社による株式移転計画書の作成について」及び「イオン・丸紅プレスリリース」により、本共同株式移転にかかる株式移転比率及び予定公開買付価格が公表されているため、当該公表日以降における株価形成に影響を与えているおそれがあり、かかる影響を排除するため、当該発表日である平成26年10月31日を基準日として、対象者株式の東京証券取引所市場第一部における基準日終値540円、直近1ヶ月間の終値単純平均値532円（小数点以下四捨五入。以下、終値単純平均値の計算において同様とします。）、直近3ヶ月間の終値単純平均値476円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値420円を基に、対象者株式の1株当たりの価値の範囲は、420円から540円までと分析しているとのことです。

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場会社の市場株価や収益等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を算定し、その1株当たりの株式価値の範囲は、292円から696円までと分析しているとのことです。

DCF法では、対象者の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、対象者が平成27年2月期以降創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析し、対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲は、276円から588円までと分析しているとのことです。

DBJがDCF法の前提とした対象者の将来の利益計画においては、対前年度比で大幅な増減益が見込まれている事業年度があるとのことです。平成27年2月期において発生する見込みの一部資産の処分による一時的な利益が平成28年2月期には発生しないため対前年度比で大幅な減益となること、及び、平成29年2月期においては新規出店に伴う売上及び利益の増加を見込むとともに粗利の改善が寄与することから、対前年度比で大幅な増益となることを見込んでいるとのことです。

なお、対象者プレスリリースによれば、本公開買付価格525円は、平成26年12月5日の東京証券取引所市場第一部における対象者株式終値553円に対して5.06%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、ディスカウント率及びプレミアム率の計算において同様とします。）、過去1ヶ月（平成26年11月6日から平成26年12月5日まで）の同終値単純平均値549円に対して4.37%、過去3ヶ月（平成26年9月8日から平成26年12月5日まで）の同終値単純平均値526円に対して0.19%のディスカウントをした金額となり、過去6ヶ月（平成26年6月6日から平成26年12月5日まで）の同終値単純平均値458円に対して14.63%のプレミアムを加えた金額となるということです。

対象者における取締役会の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者は、イオン及び丸紅による協力が、首都圏S M独自のプライベートブランド商品の開発やプロセスセンター等の既存ネットワークの更なる深化に寄与し、その結果、共同持株会社における今後の成長及びそれを通じた企業価値の向上に貢献すると考えているということです。また、イオン及び丸紅は、共同持株会社の企業価値の源泉が、共同持株会社を構成する事業会社3社の事業運営の独自性にあり、経営の独立性、自主性及びそれぞれの企業文化を尊重するとの考えを有しており、共同持株会社の競争力の源泉を踏まえつつ事業シナジーを追求するとの立場に立つことから、本公開買付けが共同持株会社の企業価値の向上につながるものとの考えに至ったということです。

以上のような経緯の下、対象者は、10月31日付対象者プレスリリースに記載の通り、上記趣旨に鑑み本公開買付けに対しては賛同の意見を表明する予定である旨の決議を平成26年10月31日開催の対象者取締役会において採択したということです。これを踏まえ、平成26年12月8日開催の対象者取締役会において、対象者の法務アドバイザーである鳥飼総合法律事務所から得た法的助言も踏まえ、現時点での本公開買付けの諸条件について慎重に協議・検討を行った結果、共同持株会社の企業価値のさらなる向上の実現と株主利益の最大化を主眼に、本公開買付けにより対象者がイオンの連結子会社となり、最終的に共同持株会社が公開買付者の連結子会社となることで、イオン及び丸紅による共同持株会社への今後の事業展開への貢献を通じた共同持株会社の企業価値の拡大に資することができ、対象者の株主の方々にとっての株主価値の向上にもつながるものと判断し、本公開買付けに賛同の意見を表明することを決議したということです。

一方、公開買付けへの応募に関する意見については、平成26年12月8日、本公開買付価格及びその他の条件が確定したことを受け、10月31日付対象者プレスリリースの通り、対象者は改めて本公開買付価格及びその他の条件を検討したということです。対象者は、D B J から取得した対象者株式に対する株式価値算定書、鳥飼総合法律事務所から得た法的助言、及び前記「対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」記載の本公開買付け公表の前営業日である平成26年12月5日までの株価の状況を踏まえ、確定された本公開買付価格及びその他の条件につき慎重に協議・検討を行いました。その結果、本公開買付けが企業価値の拡大及び株主価値の向上に資するという観点から、株主の皆様が対象者株式を保有し続けるという判断にも十分な合理性が認められること、後記「(7) 上場廃止となる見込み及びその理由」に記載の通り、公開買付者は、本公開買付けにより上場廃止とすることを企図しておらず、万が一一本共同株式移転が不成立となり、かつ上場廃止基準に該当する場合にも上場廃止を回避するための措置がとられるとの説明を公開買付者及びイオンより受けていることから、対象者株式は本公開買付け後も上場が維持されることが見込まれるため、対象者の株主が本公開買付けに応募するか否かを判断するに際して、上場廃止の懸念から生じる効果はない（すなわち、本来は応募を望まないにもかかわらず、株式を保有したまま上場廃止となって株式を売却する機会を失うこと等を回避するために、意思に反して応募せざるを得なくなるといったおそれはない。）と考えられること、及び本公開買付価格が対象者株式の直近市場価格より一定のディスカウントを行った価格であること、を総合的に勘案し、平成26年12月8日開催の対象者取締役会において、対象者は本公開買付価格の妥当性についての意見を留保し、本公開買付けの応募については、対象者の株主各位のご判断に委ねることを決議したということです。

対象者プレスリリースによれば、本公開買付けに対する意見を決議した上記取締役会においては、利益相反の疑いを回避する観点からより慎重を期すため、イオンの顧問を兼任している内山一美氏及び丸紅の執行役員を兼任している山崎康司氏は、本公開買付けに関する審議及び決議に参加せず、内山一美氏及び山崎康司氏を除いた全会一致により、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、本公開買付けの応募については、対象者の株主各位のご判断に委ねる旨を決議し、また、対象者の監査役のうち、公開買付者の代表取締役でありイオンの取締役を兼任している豊島正明氏及び丸紅の食品部門長代行を兼任している熊田秀伸氏は、上記取締役会において、意見表明を行っておらず、対象者の上記取締役会において、豊島正明氏及び熊田秀伸氏を除いた対象者の監査役3名全員は決議事項について異議がない旨の意見を述べているとのことです。

(6) 本公開買付け後の株券等の取得予定

公開買付者は、本吸収分割及び本公開買付けを通じて、公開買付者が共同持株会社設立時において、共同持株会社の議決権の過半数を取得することを目的に、本公開買付けの実施を決定したものであり、本公開買付けによりその目的を達した場合には、対象者株式を追加で取得することは現時点において予定しておりません。

ただし、本吸収分割及び本公開買付けによって共同持株会社設立時において公開買付者の保有する共同持株会社の議決権比率が過半数に達するのに必要となる数の対象者株式81,921,425株（保有割合：63.56%）を取得できなかった場合には、共同持株会社をイオンの子会社とするために、共同持株会社設立時までに市場買付けを含む適切な方法を検討し実施する方針です。

(7) 上場廃止となる見込み及びその理由

対象者株式は、本書提出日現在、東京証券取引所市場第一部に上場されております。公開買付者は、本公開買付けによる売却を希望する対象者の全ての株主の皆様に対象者株式の売却の機会を提供するため、買付予定数の上限及び下限を設定していませんが、本公開買付けにより対象者株式を上場廃止とすることを企図しておりません。

なお、本公開買付けの結果にかかわらず、対象者は、本共同株式移転により共同持株会社の完全子会社となり、対象者株式は平成27年2月25日に上場が廃止されることが見込まれますが、これに代わり対象者株式1株に対して共同持株会社の普通株式0.51株が割当交付され、その共同持株会社の普通株式が平成27年3月2日に東京証券取引所に上場される予定です。

ただし、上記の共同持株会社の設立が不成立となった場合で、かつ、本公開買付けの結果により、対象者株式が、東京証券取引所が定める上場廃止基準（以下「上場廃止基準」といいます。）のうち、株主数が事業年度の末日において400人未満である場合において、1年以内に400人以上とならないとき、流通株式数（上場株式数から、役員（取締役、会計参与、監査役、執行役）の持株数、発行済株式数の10%以上を所有する株主の持株数（明らかに固定的所有ではないと認められる株式を除く。）及び自己株式数を控除した株式数）が事業年度の末日において、2,000単位未満である場合において、1年以内に2,000単位以上とならないとき、流通株式時価総額（事業年度の末日における最終価格に、事業年度の末日における流通株式数を乗じて得た額）が事業年度の末日において、5億円未満となった場合において、1年以内に5億円以上とならないとき、事業年度の末日における流通株式数が上場株券等の数の5%未満である場合において、上場会社が有価証券報告書を提出した日又は法第24条第1項に定める期間の末日のうちいずれか早い日までに東京証券取引所の定める公募、売出し又は数量制限付分売予定書を提出しないときのいずれかの上場廃止基準に該当する場合には、所定の手続きを経て上場廃止となる可能性があります。対象者株式が上記いずれかの上場廃止基準に抵触するおそれが生じた場合には、公開買付者及びイオンは、対象者と対象者株式の上場廃止を回避するための具体的な方策を協議する予定であり、公開買付者及びイオンは、対象者との間で合意された方策を実行します。なお、上記方策の具体的な対応、実施の詳細及び諸条件につきましては、現在具体的に決定している事項はありません。

なお、本共同株式移転の詳細につきましては、対象者、カスミ、MV関東、イオン及び丸紅が公表した平成26年10月31日付「株式会社マルエツ、株式会社カスミ、マックスバリュ関東株式会社（以下「事業会社3社」）及びイオン株式会社と丸紅株式会社による共同持株会社（株式移転）に関する経営統合契約書の締結並びに事業会社3社による株式移転計画書の作成について」をご参照ください。

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

買付け等の期間	平成26年12月9日(火曜日)から平成27年1月14日(水曜日)まで(20営業日)
公告日	平成26年12月9日(火曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)

(注) 令第8条第1項及び行政機関の休日に関する法律第1条第1項第3号に基づき平成26年12月29日及び同30日は、行政機関の休日となるため、買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)に算入しておりませんが、後記「7 応募及び契約の解除の方法」に記載の方法に従った公開買付代理人による応募株主等からの応募の受付けは、公開買付期間に算入されていない平成26年12月29日及び30日にも行われます。

【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は30営業日、平成27年1月28日(水曜日)までとなります。

【期間延長の確認連絡先】

確認連絡先 イオン株式会社
 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
 043-212-6057
 事業推進部長 野村 太郎
確認受付時間 平日 9時から17時まで

(2) 【買付け等の価格】

株券	普通株式 1 株につき 金525円
新株予約権証券	—
新株予約権付社債券	—
株券等信託受益証券 ()	—
株券等預託証券 ()	—
算定の基礎	公開買付者は、本公開買付価格の決定に際し、対象者株式の取引が一般に金融商品取引所を通じて行われていることを勘案し、基準の明確性及び客観性を重視するために、対象者株式の市場価格を最優先に検討することといたしました。さらに、公開買付者は、平成26年10月31日に、対象者株式の過去 6 ヶ月間の市場価格の推移（平成26年 5 月 1 日から平成26年10月30日までの東京証券取引所における対象者株式の終値単純平均値（419円）、過去 3 ヶ月間（平成26年 7 月31日から平成26年10月30日まで）の終値単純平均値（473円）及び過去 1 ヶ月間（平成26年10月 1 日から平成26年10月30日まで）の終値単純平均値（531円）を参照し、また、株式市場における取引状況及び対象者取締役会による本公開買付けへの賛同の可否等を総合的に勘案し、丸紅との協議を経て、525円を予定価格として本公開買付けを行うことを決定いたしました。 公開買付者は、平成26年12月 8 日に、本公開買付けを平成26年12月 9 日から開始するに際して、本公開買付価格を再度検討することといたしました。そこで、公開買付者は、対象者株式の過去 6 ヶ月間の市場価格の推移（平成26年 6 月 6 日から平成26年12月 5 日までの東京証券取引所における対象者株式の終値単純平均値（458円）、過去 3 ヶ月間（平成26年 9 月 8 日から平成26年12月 5 日まで）の終値単純平均値（526円）及び過去 1 ヶ月間（平成26年11月 6 日から平成26年12月 5 日まで）の終値単純平均値（549円）を参照したところ、平成26年10月31日に公表した本公開買付価格（525円）と比べて大幅な変動がなく、且つ、丸紅と再度協議を行い、合意した価格であることから、平成26年12月 8 日に、525円を本公開買付価格とすることを決定いたしました。 なお、本公開買付価格525円は、平成26年12月 5 日の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の終値553円に対して5.06%、同年12月 5 日までの過去 1 ヶ月間の終値の単純平均値549円に対して4.37%、同過去 3 ヶ月間の終値の単純平均値526円に対して0.19%ディスカウントした価格となり、同過去 6 ヶ月間の終値の単純平均値458円に対して14.63%のプレミアムを加えた価格となっております。また、本公開買付価格は、本書提出日の前営業日である平成26年12月 8 日の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の終値549円に対して4.37%ディスカウントした価格となっております。 また、公開買付者は、上記のとおり、対象者株式の市場株価を最優先に検討し、丸紅との協議によって合意した価格を本公開買付価格としているため、第三者算定機関からの算定書を取得しておりません。
算定の経緯	公開買付者は、本公開買付価格の決定に際し、対象者株式の取引が一般に金融商品取引所を通じて行われていることを勘案し、基準の明確性及び客観性を重視するために、対象者株式の市場価格を最優先に検討することといたしました。さらに、公開買付者は、対象者株式の一定期間の市場価格の推移を参照し、株式市場における取引状況及び対象者取締役会による本公開買付けへの賛同の可否等を総合的に勘案し、丸紅との協議を経て、平成26年10月31日に、525円を予定価格として本公開買付けを行うことを決定いたしました。 公開買付者は、平成26年12月 8 日に、本公開買付けを平成26年12月 9 日から開始するに際して、本公開買付価格を再度検討することといたしました。そこで、公開買付者は、平成26年12月 5 日を基準日とした対象者株式の一定期間の市場価格の推移を再度参照したところ、平成26年10月31日に予定価格として公表した本公開買付価格（525円）と比べて大幅な変動がなく、且つ、丸紅と再度協議を行い、合意した価格であることから、平成26年12月 8 日に、525円を本公開買付価格とすることを決定しております。

(3) 【買付予定の株券等の数】

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
84,122,461 (株)	— (株)	— (株)

- (注1) 本公開買付けでは、買付予定数の上限及び下限を設定しておりません。従って、応募株券等の全部の買付けを行います。
- (注2) 買付予定数は、本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数(84,122,461株)を記載しております。
これは、対象者が平成26年10月14日に提出した第63期第2四半期報告書に記載された平成26年8月31日現在の発行済株式総数(128,894,833株)から、同日現在の対象者が保有する自己株式数(3,571,372株)及び本書提出日現在におけるイオンが保有する対象者株式数(41,201,000株)の合計数を控除した株式数です。
- (注3) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式3,571,372株及びイオンが保有する対象者株式41,201,000株を取得する予定はありません。
- (注4) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

5 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	84,122
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	—
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	—
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年12月9日現在)(個)(d)	—
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	—
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	—
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年12月9日現在)(個)(g)	78,314
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	—
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	—
対象者の総株主等の議決権の数(平成26年8月31日現在)(個)(j)	124,708
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	67.12
買付け等を行った後における株券等所有割合 ((a + d + g) / (j + (b - c) + (e - f) + (h - i)) × 100) (%)	100.00

- (注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(84,122,461株)に係る議決権の数を記載しております。
- (注2) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年12月9日現在)(個)(g)」は、各特別関係者が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。
- (注3) 本公開買付けにおいては、イオンを除く特別関係者の所有株券等についても対象としているため、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、イオンが所有する当該対象者株式数(41,201,000株)に係る議決権の数(41,201個)のみを「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年12月9日現在)(個)(g)」として分子に加算しております。

- (注4) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成26年8月31日現在)(個)(j)」は、対象者が平成26年10月14日に提出した第63期第2四半期報告書に記載された総株主等の議決権の数です。ただし、本公開買付けにおいては、単元未満株式(ただし、対象者が所有する単元未満の自己株式372株を除きます。)についても本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、その分母を、対象者の上記第2四半期報告書に記載された総株主の議決権の数124,708個に、単元未満株式(ただし、対象者が所有する単元未満の自己株式を除きます。)615,461株に係る議決権の数615個を加えて、125,323個として計算しています。
- (注5) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

6 【株券等の取得に関する許可等】

(1) 【株券等の種類】

普通株式

(2) 【根拠法令】

独占禁止法

公開買付者は、独占禁止法第10条第2項に基づき、公正取引委員会に対し、本公開買付けによる対象者の株式の取得(以下「本株式取得」といいます。)に関する計画をあらかじめ届け出なければならず(以下、当該届出を「事前届出」といいます。)、同条第8項により、原則として、事前届出受理の日から30日(短縮される場合もあります。)を経過するまでは、本株式取得をすることはできません(以下、本株式取得が禁止される当該期間を「取得禁止期間」といいます。)

また、独占禁止法第10条第1項は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる他の会社の株式の取得行為を禁止しており、公正取引委員会はこれに違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができます(同法第17条の2第1項。以下「排除措置命令」といいます。)。公正取引委員会は、排除措置命令をしようとするときは、予定する排除措置命令の内容等を名宛人に通知しなければなりません(同法第49条第5項。以下「排除措置命令の事前通知」といいます。)、事前届出に係る株式取得に関する計画に対する排除措置命令の事前通知は、一定の期間(上記事前届出が受理された日から原則30日間ですが、延長又は短縮される場合もあります。以下「措置期間」といいます。)内に行うこととされています(同法第10条第9項)。なお、公正取引委員会は、排除措置命令の事前通知をしないこととした場合、その旨の通知(以下「排除措置命令を行わない旨の通知」といいます。)をするものとされており(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則(昭和28年公正取引委員会規則第1号)第9条)。公開買付者は、平成26年10月28日に公正取引委員会に対して事前届出を行い、同日付で受理されております。そして、公開買付者は、平成26年11月21日付で公正取引委員会より30日の取得禁止期間を24日に短縮する旨の通知を受領したため、平成26年11月21日の経過をもって、取得禁止期間は終了しております。また、公開買付者は、平成26年11月21日付で公正取引委員会より排除措置命令を行わない旨の通知を受けており、措置期間は、排除措置命令の事前通知を受けることなく終了しております。

韓国独占禁止法

公開買付者の親会社であるイオンは、大韓民国の独占規制及び公正取引に関する法律に基づき、韓国公正取引委員会(以下「韓国公取委」といいます。)に対し、本株式取得の前に、本株式取得に関する事前届出を行う必要があります。韓国公取委は、当該届出が受理された日から30日の審査期間内に、本株式取得を承認するか否かの決定を行います(当該審査期間は、韓国公取委の判断により、当該届出が受理された日から最大120日まで延長される可能性があります。)。当該審査期間内に、韓国公取委が本株式取得を承認すれば、公開買付者は本株式取得を実行することができます。

なお、本株式取得に関する事前届出は、平成26年11月17日(現地時間)付で受理されております。その後、平成26年12月1日(現地時間)付で、韓国公取委から本株式取得は大韓民国の独占規制及び公正取引に関する法律に違反しない旨の通知が発出されました。

(3) 【許可等の日付及び番号】

独占禁止法

許可等の日付 平成26年11月21日（排除措置命令を行わない旨の通知及び取得禁止期間の短縮の通知を受けたことによる）

許可等の番号 公経企第547号（排除措置命令を行わない旨の通知書の番号）
公経企第548号（取得禁止期間の短縮の通知書の番号）

韓国独占禁止法

許可等の日付 平成26年12月1日（現地時間）

許可等の番号 企業結合課-2298

7 【応募及び契約の解除の方法】

(1) 【応募の方法】

公開買付代理人

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

本公開買付けに応募される方（以下「応募株主等」といいます。）には、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載し、公開買付期間の末日の15時までに、公開買付代理人の本店又は全国各支店において応募してください。

本公開買付けに係る応募の受付にあたっては、応募株主等が、公開買付代理人に証券取引口座を開設した上、応募する予定の株式を当該証券取引口座に記録管理している必要があります。本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等を経由した応募の受付は行われません。また、本公開買付けにおいては、対象者指定の特別口座の口座管理機関であるみずほ信託銀行株式会社に設定された特別口座に記録されている株式をもって本公開買付けに応募することは出来ません。応募する予定の株式が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された証券取引口座又は特別口座の口座管理機関に設定された特別口座に記載又は記録されている場合は、応募に先立ち、公開買付代理人に開設した証券取引口座への振替手続を完了していただく必要があります。（注1）

応募株主等は、応募に際しては、上記「公開買付応募申込書」とともに、ご印鑑をご用意ください。

公開買付代理人に証券取引口座を開設しておられない応募株主等には、新規に証券取引口座を開設していただく必要があります。証券取引口座を開設される場合には、本人確認書類（注2）が必要になります。

上記 の応募株券等の振替手続及び上記 の口座の新規開設には一定の日数を要する場合がありますのでご注意ください。

外国の居住者である株主（法人株主を含みます。以下「外国人株主」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください。

日本の居住者である個人株主の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費等との差額は、一般的に株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。（注3）

応募の受付に際し、公開買付代理人より応募株主等に対して、公開買付応募申込みの受付票が交付されます。

- (注1) 対象者指定の特別口座の口座管理機関に設定された特別口座から公開買付代理人の証券取引口座に株券等の記録を振替える手続について
対象者指定の特別口座の口座管理機関に設定された特別口座から公開買付代理人の証券取引口座に株券等の記録を振替える手続を公開買付代理人経由又は特別口座の口座管理機関にて行う場合は、特別口座の口座管理機関に届け出ている個人情報と同一の情報が記載された「口座振替申請書」による申請が必要となります。詳細については、公開買付代理人又は特別口座の口座管理機関にお問合せください。ようようお願い申し上げます。
- (注2) 本人確認書類について
公開買付代理人において新規に証券取引口座を開設される場合又は日本国内の常任代理人を通じて応募する外国人株主の場合には、次の本人確認書類が必要になります。本人確認書類等の詳細については、公開買付代理人へお問合せください。
- 個人・・・住民票の写し(6ヶ月以内に作成されたもの)、健康保険証、運転免許証等(氏名、住所、生年月日全てを確認できるもの)。
- 法人・・・登記事項証明書(6ヶ月以内に作成されたもので名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに事業内容を確認できるもの)。
法人自体の本人確認に加え、取引担当者(当該法人の代表者が取引する場合はその代表者)個人の本人確認が必要となります。
- 外国人株主・・・日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の上記本人確認書類に準じるもの等(本人確認書類は、自然人の場合は、氏名、住所、生年月日の記載のあるもの(1)、法人の場合は、名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに事業内容の記載のあるもの(2)が必要です。また、当該本人確認書類は、自然人及び法人ともに6ヶ月以内に作成されたもの、又は有効期間若しくは期限のある書類は有効なものに限り、)及び常任代理人との間の委任契約に係る委任状又は契約書の写し(3)が必要となります。
- (1) 外国に居住される日本国籍を有する株主の方は、原則としてパスポートの提出をお願いいたします。
- (2) 法人の場合、当該法人の事業内容の確認が必要であるため、本人確認書類に事業内容の記載がない場合は、別途事業内容の確認できる書類(居住者の本人確認書類に準じる書類又は外国の法令の規定により当該法人が作成されることとされている書類で事業内容の記載があるもの)の提出が必要です。
- (3) 当該外国人株主の氏名又は名称、国外の住所地の記載のあるものに限り、常任代理人による証明年月日、常任代理人の名称、住所、代表者又は署名者の氏名及び役職が記載され、公開買付代理人の証券取引口座に係る届出印により原本証明が付されたもの。
- (注3) 日本の居住者の株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について(個人株主の場合)
日本の居住者である個人株主の方の場合、株式等の譲渡所得等には、原則として申告分離課税が適用されます。本公開買付けへの応募による売却につきましても、通常の金融商品取引業者を通じた売却として取り扱われることとなります。税務上の具体的なご質問等につきましては、税理士等の専門家にご確認いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の15時までに、応募受付けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店に公開買付応募申込みの受付票を添付の上、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面(以下「解除書面」といいます。)を交付又は送付してください。契約の解除は、解除書面が公開買付代理人に交付され、又は到達した時に効力を生じます。従って、解除書面を送付する場合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時までに公開買付代理人に到達しなければ解除できないことにご注意ください。

解除書面を受領する権限を有する者

みずほ証券株式会社

東京都千代田区大手町一丁目5番1号

(その他みずほ証券株式会社全国各支店)

(3) 【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに後記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還いたします。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

8 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	44,164,292,025
金銭以外の対価の種類	—
金銭以外の対価の総額	—
買付手数料(b)	40,000,000
その他(c)	3,000,000
合計(a)+(b)+(c)	44,207,292,025

- (注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、本公開買付けにおける買付予定数(84,122,461株)に、1株当たりの買付価格(525円)を乗じた金額を記載しています。
- (注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しています。
- (注3) 「その他(c)」欄には本公開買付けに関する公告に要する費用及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しています。
- (注4) 上記金額には消費税等は含まれていません。
- (注5) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
—	—
計(a)	—

【届出日前の借入金】

イ 【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	—	—	—	—
2	—	—	—	—
計				—

□ 【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
—	—	—	—
—	—	—	—
計			—

【届出日以後に借入を予定している資金】

イ 【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
1	—	—	—	—
2	—	—	—	—
計(b)				—

□ 【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
チェーンストアおよびショッピングセンターの運営を営む会社およびこれに相当する業務を営む外国会社の株式または持分を所有することによる当該会社の事業活動の管理	イオン株式会社 (千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1)	買付け等に要する資金の借入 (注)	21,600,000
計(c)			21,600,000

(注) 公開買付者は、上記金額に相当する融資の裏付けとして、平成26年12月8日付で、イオンより、公開買付者と別途協議の上定める具体的な貸付条件（金利・借入期間等）により21,600,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を取得しています。なお、当該融資契約において融資実行の前提条件として、本書の添付書類である融資証明書記載のものが定められる予定です。なお、公開買付者は、イオンが平成26年10月15日に提出した第90期第2四半期報告書に記載された平成26年8月31日現在の連結貸借対照表により、イオンが当該融資金額を上回る現預金を有していることを確認しております。

【その他資金調達方法】

内容	金額（千円）
丸紅による出資	19,500,000
イオンによる出資	3,300,000
計（d）	22,800,000

（注１） 公開買付者は、上記金額に相当する出資の裏付けとして、平成26年12月8日付で、丸紅より、公開買付者に対して19,500,000千円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を取得しています。丸紅出資契約においては、丸紅は払込金額の総額を19,485百万円とする本第三者割当増資を引き受けることを合意しております。なお、当該出資契約において出資実行の前提条件として、本書の添付書類である出資証明書記載のものが定められる予定です。なお、公開買付者は、丸紅が平成26年11月13日に提出した第91期第2四半期報告書に記載された平成26年9月30日現在の連結貸借対照表により、丸紅が当該出資金額を上回る現預金を有していることを確認しております。

（注２） 公開買付者は、上記金額に相当する出資の裏付けとして、平成26年12月8日付で、イオンより、公開買付者に対して3,300,000千円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を取得しています。イオン出資契約においては、イオンは払込金額の上限額を3,249百万円とする本第三者割当増資を引き受けることを合意しております。なお、当該出資契約において出資実行の前提条件として、本書の添付書類である出資証明書記載のものが定められる予定です。なお、公開買付者は、イオンが平成26年10月15日に提出した第90期第2四半期報告書に記載された平成26年8月31日現在の連結貸借対照表により、イオンが当該出資金額を上回る現預金を有していることを確認しております。

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

44,400,000千円（（a）+（b）+（c）+（d））

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10 【決済の方法】

(1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

(2) 【決済の開始日】

平成27年1月21日（水曜日）

（注） 法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、決済の開始日は平成27年2月4日（水曜日）となります。

(3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受付けをした応募株主等の口座へお支払いします。

(4) 【株券等の返還方法】

後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を決済の開始日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後、速やかに、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します。

11 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

本公開買付けにおいては、買付予定数の下限及び上限を設定していないため、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イないしリ及びヲないしソ、第3号イないしチ及びヌ、並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実為準る事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、対象者が公開買付期間中に令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項に定める基準により買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除の方法については、前記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求しません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後、速やかに前記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものでもなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付届出書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、係る送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等（外国人株主の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

第2 【公開買付者の状況】

1 【会社の場合】

(1) 【会社の概要】

【会社の沿革】

年月	事項
昭和48年 6 月	三重県鈴鹿市内の資産家 7 名が発起人となって東海株式会社を設立。
昭和63年 3 月	ジャスコ株式会社（現イオン株式会社）が株式を取得し、同社の100%子会社となる。
平成26年10月	イオンに対する第三者割当増資により、資本金を110百万円に増加。
平成26年10月	イオンマーケットインベストメント株式会社に商号変更し、同時に本店を千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1 に移転。
平成26年11月	資本金を 5 百万円に減資。
平成26年11月	不動産事業を白子商業開発株式会社に対し吸収分割により承継。

【会社の目的及び事業の内容】

1) 会社の目的

公開買付者は、以下の事業を営む会社の株式又は持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配又は管理することを目的とする。

- (1) 衣料品、食料品、家庭用品、日用品雑貨、電気製品、家具製品、化粧品、装飾品雑貨その他の百貨の小売ならびにこれに関連する物品の製造、加工、卸売および輸出入
- (2) 米穀、塩、たばこ、郵便切手類、印紙、鉄砲刀剣類および古物の販売ならびに宝くじのうりさばき
- (3) 酒類の小売、卸売および輸出入
- (4) 医薬品、医薬部外品、化学工業薬品、動物用医薬品、農薬、毒物、劇物、石油、ガス類、肥料、飼料および計量器の販売および輸出入
- (5) 自動車、自転車、軽車両その他の運搬車等の車両、ヨット、モーターボートおよびこれらの部品付属品等の販売、輸出入および賃貸ならびに自動車整備業
- (6) 映画、レコード、コンパクトディスク、ビデオテープおよびビデオディスク等の製作、販売、輸出入および賃貸
- (7) 絵画その他の美術品、スポーツ用具、医療用具、厨房機器および店舗用設備機器等の販売、輸出入および賃貸
- (8) 家畜、愛玩動物の飼育および植物の栽培ならびにこれらの販売、輸出入および賃貸
- (9) カタログによる通信販売
- (10) 通信機器の販売ならびに電気通信回線利用の募集およびその利用権促進に関する代理業
- (11) コンピューターシステムによるデータ入力およびそれに伴う事務処理の受託ならびに文書、磁気テープ等のファイリング分類業務、事務用書類のコピー業務、文書作成・発送代行、ならびに原価計算・仕訳、決算書等の会計・経理処理の請負
- (12) インターネット等のネットワークを利用した商品の売買システムの設計、開発、運用および保守
- (13) 情報処理サービス業、情報提供サービス業、労働者派遣事業ならびに電気通信事業およびその代理業
- (14) 薬局、診療所、飲食店、興行場、遊技場、公衆浴場、スポーツ施設、有料老人ホーム、映画・演劇場、文化教室および駐車場の経営
- (15) 学習塾、結婚式場、展示会場およびブレイガイドの経営
- (16) フランチャイズチェーンシステムによる加盟店の経営指導
- (17) ビルメンテナンス業、ビル警備業、クリーニング業およびホテル業
- (18) 自動車運送事業、貨物運送取扱事業、港湾運送取扱事業および倉庫業
- (19) 物流センターの管理・運営および物流業務の受託ならびに物流情報の収集処理業務

- (20) 写真、理髪、美容、旅行斡旋および印刷出版ならびに広告に関する業務
- (21) 結婚相談および冠婚葬祭に関する情報の提供ならびに仲介斡旋
- (22) 不動産の売買、賃貸、仲介、管理および鑑定評価ならびに土木建築工事・造園工事および室内設備装飾の請負業
- (23) 経営コンサルタント業
- (24) 地域開発、都市開発、環境整備に関する調査研究・企画・設計・監理業務ならびにテナント募集の代行、土地・建物の有効活用に関する企画・調査・設計およびその受託
- (25) 金銭の貸付および金銭の賃借の媒介・保証・集金ならびに支払いの代行、有価証券の投資・運用・売買・管理・仲介、クレジットカードの取扱いに関する業務および総合リース業
- (26) 損害保険代理業および生命保険募集業ならびに損害保険会社に対する特定金融商品取引業務の委託の斡旋および支援
- (27) 金融商品仲介業
- (28) 介護保険法に基づく特定福祉用具販売事業、特定福祉用具貸与事業、特定介護予防福祉用具販売事業および特定介護予防福祉用具貸与事業
- (29) 発電事業およびその管理・運営ならびに電気の売買に関する事業
- (30) 一般産業廃棄物の収集・運搬・処理事業ならびにこれらに係る有用資源の回収・リサイクル・再生等の有効利用事業
- (31) 前各号に関連する一切の業務

2) 事業の内容

公開買付者は、スーパーマーケット事業の管理を主な事業としております。

【資本金の額及び発行済株式の総数】

平成26年12月9日現在

資本金の額	発行済株式の総数
5 百万円	80,001株

(注) 公開買付者は、公開買付期間の末日後、本第三者割当増資が実施されるまでの間に、株式の併合を行う予定です。その後、本第三者割当増資が実施された場合には、上記資本金の額は、最大11,372百万円となり、発行済株式の総数は、最大131,699,739株となる予定です。

【大株主】

平成26年12月9日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 の数の割合(%)
イオン株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	80,001	100.00
計	—	80,001	100.00

(注) 本第三者割当増資後のイオン及び丸紅それぞれの発行済株式の総数に対する所有株式の数の割合は、イオンが70.43%～71.82%、丸紅が28.18%～29.57%となる見込みです。

【役員の職歴及び所有株式の数】

平成26年12月 9 日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
代表取締役	—	豊島 正明	昭和27年 1 月 1 日生	昭和49年 3 月 ジャスコ株式会社（現イオン株式会社）入社 平成 5 年 6 月 JUSCO STORES(HONG KONG)CO.,LTD. (現AEON STORES(HONG KONG)CO.,LTD.) 取締役就任 平成 6 年12月 JAYA JUSCO STORES SDN.BHD.(現AEON CO.(M)BHD.)取締役就任 平成 9 年 6 月 同社取締役社長就任 平成13年 6 月 ジャスコ株式会社（現イオン株式 会社）グループ戦略担当兼 I T・物流担 当 平成14年 5 月 同社取締役就任 平成15年 5 月 同社戦略担当 平成15年 5 月 同社執行役就任 平成15年 9 月 同社戦略・企業倫理担当兼戦略部長 平成17年 5 月 同社戦略・事業推進担当 平成17年 5 月 同社常務執行役就任 平成18年 5 月 同社専務執行役就任 平成19年 3 月 同社グループ戦略・事業推進・関連企 業担当 平成20年 5 月 同社グループ財経・事業推進・関連企 業担当兼 G M S 事業 E C 議長 平成20年 8 月 同社執行役就任 平成20年 8 月 同社 G M S 事業最高経営責任者兼グ ループ財務最高責任者 平成21年 4 月 同社グループ財務最高責任者 平成22年 3 月 同社グループ財務最高責任者兼ディバ ロッパー事業最高経営責任者 平成22年 5 月 同社ディベロッパー事業最高経営責任 者 平成23年 3 月 同社専務執行役就任(現) 平成23年 5 月 同社取締役就任(現) 平成24年 3 月 同社社長補佐 事業開発最高責任者 平成24年 5 月 対象者社監査役(現) 平成25年 3 月 イオンエブリ株式会社社外取締役(現) 平成25年 5 月 株式会社ダイエー社外取締役(現) 平成26年 3 月 事業開発最高責任者兼都市シフト推進 責任者(現) 平成26年10月 公開買付者代表取締役(現)	—
取締役	—	林田 英世	昭和25年11月 2 日	昭和49年 3 月 ジャスコ株式会社（現イオン株式会 社）入社 平成 7 年 3 月 同社 東住吉店 店長 平成10年 4 月 同社 不動産部 平成15年 5 月 公開買付者取締役(現) 平成22年 3 月 イオンリテール株式会社 不動産部 管財担当部長(現)	—
取締役	—	稲生 裕秋	昭和40年10月10日	平成元年 3 月 扇谷ジャスコ株式会社（現イオン株式 会社）入社 平成13年 9 月 同社 環境社会貢献部 平成14年 9 月 同社 秘書部 平成17年 3 月 同社 コーポレート・コミュニケー ション部 平成20年 5 月 同社 I R 部 平成21年 4 月 同社 コーポレート・コミュニケー ション部 平成24年 4 月 同社 経営管理部 平成25年 3 月 同社 コントロール部(現) 平成25年 5 月 公開買付者取締役(現)	—
監査役	—	米谷 直	昭和48年10月23日	平成10年10月 ジャスコ株式会社（現イオン株式会 社）入社 平成14年 9 月 同社財務部 平成25年 3 月 同社経理部 平成25年 4 月 同社関連企業部(現) 平成25年 5 月 公開買付者監査役(現)	—
計					—

(2) 【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

公開買付者の第41期事業年度（平成25年3月1日から平成26年2月28日まで）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

公開買付者の第41期事業年度（平成25年3月1日から平成26年2月28日まで）の財務諸表は監査法人又は公認会計士の監査を受けておりません。

【貸借対照表】

		(単位：千円)
		第41期事業年度 (平成26年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		8,217
繰延税金資産		106
流動資産合計		8,323
固定資産		
土地		38,677
固定資産合計		38,677
資産合計		47,001
負債の部		
流動負債		
短期借入金	1	160,000
未払金	1	315
未払費用	1	581
未払法人税等		2,242
前受収益	1	741
流動負債合計		163,880
負債合計		163,880
純資産の部		
株主資本		
資本金		40,000
利益剰余金		
利益準備金		6,820
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		163,698
利益剰余金合計		156,878
株主資本合計		116,878
純資産合計		116,878
負債純資産合計		47,001

【損益計算書】

(単位：千円)

		第41期事業年度 (自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日)
営業収益		
不動産賃貸収入	1	8,899
営業原価		—
営業総利益		8,899
販売費及び一般管理費		989
租税公課		331
業務委託料	1	633
その他		24
営業利益		7,910
営業外収益		0
営業外費用		2,359
支払利息	1	2,359
経常利益		5,551
税引前当期純利益		5,551
法人税、住民税及び事業税		2,235
法人税等調整額		51
法人税等合計		2,184
当期純利益		3,367

【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

		第41期事業年度 (自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日)
株主資本		
資本金		
当期首残高		40,000
当期変動額		
当期変動額合計		—
当期末残高		40,000
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高		6,820
当期変動額		
当期変動額合計		—
当期末残高		6,820
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高		167,066
当期変動額		
当期純利益		3,367
当期変動額合計		3,367
当期末残高		163,698
株主資本合計		
当期首残高		120,246
当期変動額		
当期純利益		3,367
当期変動額合計		3,367
当期末残高		116,878

【注記事項】

(重要な会計方針)

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(貸借対照表関係)

1. 関係会社に対する資産及び負債には次のものがあります。

短期借入金	160,000千円
未払金	315千円
未払費用	581千円
前受収益	741千円

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

不動産賃貸収入	8,899千円
業務委託料	633千円
支払利息	2,359千円

(株主資本等変動計算書関係)

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
普通株式(株)	80,000	—	—	80,000

２．自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

３．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

４．配当に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

１．財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	イオン (株)	千葉県 美浜区	199,054	純粋持株 会社	(被所有) 直接100%	資金の 借入	資金の借入 (純額)	0	短期借入 金	160,000
							利息の支払 (注１)	2,359	未払費用	581

２．財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

種類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の 親会社 を持つ 会社	イオン リテール (株)	千葉県 美浜区	48,970	ゼネラル・マ ーチャンダ イズ・ストア	—	不動産の 賃貸	不動産 賃貸収入 (注２)	8,899	前受収益	741
同一の 親会社 を持つ 会社	イオン アイビス (株)	千葉県 美浜区	490	ＩＴシス テム及び シェード サービス	—	業務委託	業務委託 (注３)	633	未払金	315

(注) １．取引金額には消費税等が含まれておらず、短期借入金、前受収益を除き期末残高には消費税等が含まれております。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

(注１) 資金の借入について、市場金利を勘案して利率を決定しております。

(注２) 賃貸契約は、市場価格を勘案し決定しております。

(注３) 同社への業務委託につきましては、一般的な取引価格と同様に決定しております。

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

イ 【有価証券報告書及びその添付書類】

ロ 【四半期報告書又は半期報告書】

ハ 【訂正報告書】

【上記書類を縦覧に供している場所】

2 【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3 【個人の場合】

該当事項はありません。

第3 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1 【株券等の所有状況】

(1) 【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(平成26年12月9日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号 に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号 に該当する株券等の数
株券	78,314(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	78,314	—	—
所有株券等の合計数	78,314	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(2) 【公開買付者による株券等の所有状況】

(平成26年12月9日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号 に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号 に該当する株券等の数
株券	—(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	—	—	—
所有株券等の合計数	—	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】

(平成26年12月9日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号 に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号 に該当する株券等の数
株券	78,314(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	78,314	—	—
所有株券等の合計数	78,314	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

【特別関係者】

(平成26年12月9日現在)

氏名又は名称	イオン株式会社
住所又は所在地	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
職業又は事業の内容	チェーンストアおよびショッピングセンターの運営を営む会社およびこれに相当する業務を営む外国会社の株式または持分を所有することによる当該会社の事業活動の管理
連絡先	連絡者 イオン株式会社 連結経理部長 渡部 まき 連絡場所 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1 電話番号 043-212-6085
公開買付者との関係	公開買付者に特別資本関係を有する法人 公開買付者との間で共同して対象者の株券等を取得することを合意している者

(注) イオンは、対象者の株券等を直接取得することは予定しておりませんが、本公開買付けの買付代金の決済に先立ち、自ら公開買付者に対して出資を行うことを予定しているため、公開買付者との間で共同して対象者の株券等を取得することを合意している者に該当する可能性があると判断しております。

(平成26年12月9日現在)

氏名又は名称	丸紅株式会社
住所又は所在地	東京都千代田区大手町一丁目4番2号
職業又は事業の内容	内外物資の輸入及び販売業
連絡先	連絡者 丸紅株式会社 財務部資本市場課 石田 哲也 連絡場所 東京都千代田区大手町一丁目4番2号 電話番号 03-3282-2298
公開買付者との関係	公開買付者との間で共同して対象者の株券等を取得することを合意している者

(注) 丸紅は、対象者の株券等を直接取得することは予定しておりませんが、本公開買付けの買付代金の決済に先立ち、自ら公開買付者に対して出資を行うことを予定しているため、公開買付者との間で共同して対象者の株券等を取得することを合意している者に該当する可能性があると判断し、特別関係者として記載しております。

【所有株券等の数】

イオン株式会社

(平成26年12月9日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号 に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号 に該当する株券等の数
株券	41,201(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	41,201	—	—
所有株券等の合計数	41,201	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

丸紅株式会社

(平成26年12月9日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号 に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号 に該当する株券等の数
株券	37,113(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	37,113	—	—
所有株券等の合計数	37,113	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

2 【株券等の取引状況】

(1) 【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3 【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

公開買付者及びイオンは、平成26年12月8日付で吸収分割契約を締結し、イオンの保有する対象者株式41,201,000株(保有割合:31.96%)の全てを、本吸収分割により、イオンから公開買付者に承継させることとしております。本吸収分割の詳細については、前記「第1 公開買付要項」「3 買付け等の目的」「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け実施後の経営方針」「本公開買付けの実施を決定するに至った背景及び目的」の「(ア) 吸収分割」をご参照ください。

また、本公開買付けに際し、イオンは、丸紅との間で、平成26年10月31日付で本株主間契約書を締結し、丸紅が同日現在保有する対象者株式37,113,635株(保有割合:28.79%)の全てについて本公開買付けに応募する旨の合意を得ております。なお、本株主間契約書上の丸紅のかかる応募の前提条件等の詳細については、前記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(3) 本公開買付けに関する重要な合意等」をご参照ください。

4 【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

公開買付者及びイオンは、平成26年12月8日付で吸収分割契約を締結し、イオンの保有する対象者株式41,201,000株（保有割合：31.96%）の全てを、本吸収分割により、公開買付者がイオンから承継することとしております。本吸収分割の詳細については、前記「第1 公開買付要項」「3 買付け等の目的」「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け実施後の経営方針」「本公開買付けの実施を決定するに至った背景及び目的」の「(ア) 吸収分割」をご参照ください。

第4 【公開買付者と対象者との取引等】

1 【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

該当事項はありません。

2 【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成26年10月31日開催の対象者取締役会において、本公開買付けが実施された場合には本公開買付けに賛同の意見を表明する予定である旨を決議し、応募に関する意見を含む本公開買付けへの意見については、公開買付者による本公開買付けの実施日を含めた本公開買付けにかかる確定された公開買付け価格及びその他の条件を検討し、改めて対象者取締役会にて決議のうえで公表する予定としておりましたが、平成26年12月8日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明する旨を決議するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議したとのことです。

なお、対象者の取締役会の決議の詳細については、対象者プレスリリース及び前記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」「(5) 対象者における本公開買付けの公正性を担保するための措置」「対象者における取締役会の承認」をご参照ください。

第5 【対象者の状況】

1 【最近3年間の損益状況等】

(1) 【損益の状況】

決算年月	—	—	—
売上高	—	—	—
売上原価	—	—	—
販売費及び一般管理費	—	—	—
営業外収益	—	—	—
営業外費用	—	—	—
当期純利益（当期純損失）	—	—	—

(2) 【1株当たりの状況】

決算年月	—	—	—
1株当たり当期純損益	—	—	—
1株当たり配当額	—	—	—
1株当たり純資産額	—	—	—

2 【株価の状況】

（単位：円）

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	株式会社東京証券取引所 市場第一部						
月別	平成26年 6月	平成26年 7月	平成26年 8月	平成26年 9月	平成26年 10月	平成26年 11月	平成26年 12月
最高株価	366	420	458	526	567	556	554
最低株価	350	363	396	432	496	540	546

（注）平成26年12月については、12月8日までのものです。

3 【株主の状況】

(1) 【所有者別の状況】

平成 年 月 日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	—	—	—	—	—	—	—	—
所有株式数（単元）	—	—	—	—	—	—	—	—	—
所有株式数の割合（％）	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

【大株主】

平成 年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
計	—	—	—

【役員】

平成 年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
計	—	—	—	—

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第61期(自 平成24年3月1日 至 平成25年2月28日) 平成25年5月24日関東財務局長に提出
事業年度 第62期(自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日) 平成26年5月23日関東財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第63期第2四半期(自 平成26年6月1日 至 平成26年8月31日) 平成26年10月14日関東財務局長に提出

【臨時報告書】

該当事項はありません。

【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社マルエツ

(東京都豊島区東池袋5丁目51番12号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

5 【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

該当事項はありません。

6 【その他】

対象者は、平成26年12月8日に「主要株主である筆頭株主の異動及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ（予定）」を公表しております。当該公表の内容によれば、イオンより、平成26年12月8日付で、本吸収分割に係る吸収分割契約を締結した旨報告を受けたことにより、本吸収分割の効力発生日である平成27年1月16日付で、対象者の主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動が見込まれ、公開買付者が新たに主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社となり、イオンが主要株主である筆頭株主に該当しなくなる予定とのことです。当該異動の前後における当該主要株主である筆頭株主の所有株式数、議決権の数及びその総株主の議決権の数に対する割合は以下のとおりとのことです。なお、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

(1) 公開買付者

	属性	所有株式数、議決権の数（議決権所有割合）			大株主 順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前	—	0株 0個 (—%)	0株 0個 (—%)	0株 0個 (—%)	—
異動後	主要株主である筆頭株主 及び その他の関係会社	41,201,000株 41,201個 (33.03%)	0株 0個 (—%)	41,201,000株 41,201個 (33.03%)	第1位

(2) イオン

	属性	所有株式数、議決権の数（議決権所有割合）			大株主 順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前	主要株主である筆頭株主 及び その他の関係会社	41,201,000株 41,201個 (33.03%)	0株 0個 (—%)	41,201,000株 41,201個 (33.03%)	第1位
異動後	その他の関係会社 (当社株式の間接保有)	0株 0個 (—%)	41,201,000株 41,201個 (33.03%)	41,201,000株 41,201個 (33.03%)	—

(注) 1. 総株主の議決権の数に対する割合（議決権所有割合）は、平成26年8月31日現在の発行済株式総数128,894,833株から、同日現在の議決権を有しない株式4,186,833株を控除した総株主の議決権数124,708個を基準として計算しています。

2. 総株主の議決権の数に対する割合は、小数点第二位未満を切り捨てて表示しています。